

東京都台東区立産業研修センターの指定管理者の選定について

1 対象施設

- (1) 名 称：東京都台東区立産業研修センター
- (2) 所 在 地：東京都台東区橋場一丁目36番2号
- (3) 施設内容：①施設概要
延床面積：2477.45 m² R C 造 新館4階建、旧館3階建
②事業内容
台東区の中小企業の振興及び勤労者等の福祉の向上並びにものづくりに携わる事業者の育成を図り、もって区内産業の活性化に寄与する。

2 現行の指定管理者

- (1) 名 称：公益財団法人 台東区産業振興事業団
- (2) 所在地：東京都台東区小島二丁目9番18号
- (3) 代表者：理事長 荒川 聡一郎

3 次期指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 次期指定管理者の選定

- (1) 選定方法
台東区指定管理者制度運用指針3(2)に規定する公募によらない選定を適用し、現行の指定管理者を公募によらず選定する。

(2) 理由

- ・本施設は、台東区産業振興事業団（以下「事業団」という。）により平成15年から運営されており、企業の経営に必要な各種講座の実施、勤労者の生活の充実を図るための各種教室の実施、経営活動に必要な産業情報の収集と提供、会議や研修会、サークル活動のための会議室の貸し出し等を行い、皮革地場産業団体や地域の方々の利用促進が図られている。
- ・平成21年には、ものづくりを支える事業者の育成を目的とした「浅草ものづくり工房」を開設し、以来入居した52社のうち、30社が区内に事業所を構えた。現在も、14社が区内で活動しており、区内産業の育成の一助となっている。

以上のとおり、事業団は個別事業者支援を行い、区の産業政策の補完機能を有する団体であることから、事業団による産業研修センターの管理・運営が適切である。

(3) 選定手続き

指定管理者非公募選定審査会を設置し、事業計画書等に基づき、管理水準やサービス向上への取組みなど、指定管理者としての適性を判定する。

①審査会の構成

外部の有識者との区職員を委員とする4名体制とする。

- ・施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者 1名
- ・経営に関する専門的な見識を有する者 1名
- ・施設利用者・地域住民の代表者等 1名
- ・区職員 1名

②審査基準（案）

東京都台東区立産業研修センター条例に定める基準のほか、台東区指定管理者制度運用指針に基づく下記の項目を中心に審査を行う。

- ・区の求める管理水準の確保
- ・サービス向上への取組み
- ・運営効率化への取組み
- ・危機管理・安全確保の取組み
- ・職員育成の取組み
- ・その他施設固有の性質等による項目

5 今後のスケジュール

令和7年9月～10月	第1回審査会（施設の視察及び審査基準の決定） 第2回審査会（書類審査） 指定管理者候補者の決定
令和7年第4回定例会	指定管理者指定議案提出
令和8年4月	指定管理者との協定締結 指定管理業務開始

台東区指定管理者制度運用指針（関係箇所抜粋）

平成20年11月26日策定
 平成22年 5月11日改定
 平成29年 2月 6日改定
 平成29年 8月30日改定
 令和 2年 2月28日改定
 令和 5年 4月 1日改定
 令和 7年 4月 1日改定

3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。ただし、現指定管理者を引き続き次期指定管理者とする場合に、下記①から④について、11の(1)に定める内部評価の直近の総合評価が7割未満で、かつ選定申し込みまでに改善が見込まない場合は、この限りでない。

- ① 施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の継続性、安定性又はノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ② 区の出資団体による管理運営が必要な場合
 - (ア) 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、区の出資団体による管理運営が最適と認められる場合
 - (イ) 困難なケースへの対応など、区の出資団体以外の事業者の参入が難しく、区民のセーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給するなど区と連携を図りながら福祉施策を担う場合
 - (ウ) 上記(ア)(イ)のほか、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体が、区と密接な連携を図りながら区の政策を推進する場合
- ③ 施設のあり方の見直しや、改修等の事情によって指定期間が短くなるときに、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する時間的余裕がない場合